

オリーブ・プログラム（成年後見利用支援制度）実施について

本プログラムは、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、費用の負担が困難な方へ、申立て手続きに要する費用を当法人が支援するもので、本プログラムが成年後見制度普及の一助となることを期待しています。ご利用をお待ちしています。

ご利用相談は、市民後見センターきょうとでお受けしています。☎075-361-8567

予算枠 : 令和3年は50万円

実施期間 : 令和3年12月25日受付まで。

但し、予算額の上限に達した場合は、期間中であっても終了します。

利用対象者 : ご本人および申立人が、以下の対象要件1から3のいずれかに該当する、京都府内に在住の市民。

対象要件 : 1. 生活保護受給者

2. 中国残留邦人等支援給付受給者

3. 以下の①～③のすべてを満たす方

①市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）である

②預貯金等（生命保険を除く）の額が50万円以下である

③世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない

支援対象経費 : 家庭裁判所への申立て手続きに必要な諸経費について支援します。

1. 申立書に貼付する印紙代

2. 申立書に添えて家裁へ提出する切手代および印紙代

3. 申立用の診断書料（15,000円を上限とします）

4. 医学鑑定が必要となった場合の鑑定費用

5. 住民票および戸籍の取得に要する費用

6. 登記されていないことの証明書の取得に要する費用

7. 申立てのために直接必要な交通費、介護タクシーなどの実費

ご注意 : 以下の費用は支援対象経費に含まれません。

1. 専門職等による申立手続き代行費用

2. 申立人および後見人候補者の調査・確保のための費用

3. 申立て等の取り下げに関する費用

4. 成年後見人等の報酬額

手続き : 1. 本プログラムの利用を希望する方は、別紙「[オリーブ・プログラム利用申請書](#)」をご提出いただきます。

2. 当法人が支援金の給付を決定した場合には、申立てに要する費用相当額を概算で支払い、医学鑑定等が必要となった場合には、その相当額を追加払いします。

3. 利用者は、申立てのために支出した費用の領収書等を当法人に提出し、暫定給付額と支出した実費に残額が生じた場合には、その額を当法人に返還していただきます。

4. 利用者が家庭裁判所への申立てを取り下げた場合には、当法人が支給した金額の全額を返還していただきます。

5. 後日、自治体の公的支援制度の適用が決定され、公的支援金の給付を受けた場合には、当法人が給付した額を返還していただきます。